

電波利用料の見直しに関する意見

**2013年4月22日(月)
KDDI株式会社**

① 電波利用料制度の基本的性格の維持、歳出規模の抑制

- 「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を受益者である無線局免許人等が公平に分担する」という現行制度の趣旨を今後も維持すべきと考えます。
 - 「電波利用共益事務」に限定している現在の制度は妥当
- 使途の拡大や強化を行う場合には、電波利用共益事務の範囲においてその必要性や歳出規模等を十分に精査し、現在の歳出規模がこれ以上拡大しないよう必要最小限の歳出にすべきと考えます。
 - 電波利用料の歳出規模の拡大傾向に歯止めが必要
 - 電波利用料使途による効果（受益）や支出額の適切さについて、より分かりやすい評価・開示となることで、歳出の適正性が広く国民に共有されるものとする
 - より合理的・効率的に利用料を活用できるよう、例えば、携帯電話等エリア整備事業などの公共的な使途において、技術革新やニーズの変革に適応できるようにするなど、ご配慮いただくことを希望
- 地デジ対策の国庫債務負担行為による歳出が終了する平成29年度以降については、歳出総額削減の可能性について検討されることを希望します。

② 広域専用電波利用料への一本化

多種多様な携帯電話端末の利用状況、電波利用料の受益と負担のバランス、電波有効利用の度合い、新たな利用形態（例えばEmbedded-SIM（E-SIM）時代の到来）に応じた利用料負担の在り方の検討などを考慮すると、包括免許（端末）の局数単位の料額制度を廃止し、広域専用電波利用料への一本化について検討すべきと考えます。

- 携帯電話端末は、スマートメータやセンサーネットワークへの適用など、多種多様化に向かっており、これら新しいデータ通信システムの普及促進の観点から、無線局単位の負担の在り方を再考すべきではないか

③ 受益と負担の公平性の見直し

- 携帯電話サービスは、国民生活に広く普及しており、サービスエリアの拡大や品質の向上、さらには災害時の対策を事業者自らが構築するなどその責務を果たしてきており、今や極めて公共性の高い電波利用システムと認識しております。
- 現在、公共性を有するなどを根拠とする特性係数が適用される仕組みとなっていることから、携帯電話システムにも特性係数を適用するなど、電波利用料の受益と負担の公平性について見直す必要があると考えます。
 - 現在、電波利用料の受益と負担がアンバランス
 - 現在の電波利用料の料額算定方法では、特性係数の適用の有無によって負担額が大きく変わる
 - 特性係数の適用の見直し、又は特性係数の廃止などの検討が必要

④ 第4世代携帯電話システムに対する料額設定

- ・ 第4世代携帯電話への割当が計画されている帯域は、固定衛星業務の無線局との共用の可能性があるため、携帯電話での利用が制限される場合には、料額負担を軽減するなどの措置を希望します。
- ・ また、周波数が隣接する他の電波利用システムとの干渉回避のために、第4世代携帯電話に割り当てられた周波数の中にガードバンドを設ける必要がある場合には、当該ガードバンドに対して利用料が課せられないように考慮いただくことを希望します。

⑤ モジュール端末に対する料額設定

スマートメータ等に組込んで使用されるモジュール端末は、従来型の携帯電話、スマートフォン、データ通信端末などの一般端末と比較し、通信頻度や通信量は格段に少ないうえに利用シーンが異なり、普及促進の観点で一般端末とは異なる料額の仕組みについて考慮すべきと考えます。

- 広域専用電波利用料に一本化されることで解決する問題

⑥ 免許不要の無線LAN基地局からの徴収に反対

- 免許不要の無線LANにより電波を利用しているという点においては、電気通信事業者であってもそれ以外の者であっても同等であり、電気通信事業者が設置する無線局のみに利用料を課すことは、公平性の観点で適切でないと考えます。
 - 無線LANは、無線LAN用として割当られた周波数を、利用者が共用するシステムであり、電気通信事業者もそれ以外の方も同様に周波数共用をしている
- 一方、すべての無線LANから電波利用料を徴収とした場合には、徴収方法などの大きな課題があることから、免許不要の無線LANから電波利用料を徴収すべきではないと考えます。
 - 国が無線局の開設数や設置場所等を把握できない免許不要局は、徴収の対象者や徴収額を設定することが困難ではないか